

# 在宅医療普及促進事業

## 1. 事業目的

【令和元年度大阪府地域医療介護総合確保基金事業】

在宅医療に携わる医療従事者等にACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）を含め平成30年3月に改訂された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（ガイドライン）」の理解を促進すること

⇒医療従事者等がガイドラインを実践し、患者、家族を支援する。

## 2. 補助対象事業者

大阪府医師会、大阪府内の郡市区医師会、大阪府内に所在する医療法第1条の5に定める病院

## 3. 補助対象事業

在宅医療に携わる医療従事者等を対象に、ACPを含むガイドラインの理解促進研修を行う事業

## 4. 補助基準額（予算総額：9,600千円の範囲内）

400千円（上限）／1か所

※応募事業者多数の場合は、補助額を調整する可能性があります

## 5. 補助率

10／10

## 6. 対象となる経費

- ・報償費（講師、研修協力者等謝金）
- ・旅費（講師、研修協力者等旅費）
- ・消耗需用費（印刷製本費、消耗品費、図書購入費）
- ・役務費（通信運搬費、雑役務費）
- ・委託料（運営事務局等）
- ・使用料及び賃借料（会場借上料等）



### 【事業概要（イメージ）図】



### 【医療の決定プロセスガイドライン 実践について（抜粋）】

患者の望む医療・ケアについて、患者、医療・ケアチームで前もって話し合う

合意形成に向けた十分な話し合いをふまえた患者の意思決定を基本とし、医療・ケア方針を決定

このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめる

患者の意思の変化に応じて、医療・ケア方針の話し合いは繰り返す

## 7. 事業実施期間

事業計画書等提出の上、

平成31年4月1日から令和2年3月31日迄

※事業実施期間内に事業完了（検収等）が必要

# 令和元年度 事業内容等

## 事業対象研修

### <事業対象研修>

- ・本事業の目的は、医療従事者等を対象にACPを含むガイドラインの理解を促進することで、医療従事者等がガイドラインを実践し、患者、家族を支援できるようにすることとしていますので、研修内容にガイドライン、ACPの概要、あるいは実践（参考：カテゴリ 例）のいずれかに関する内容を含めてください。
- ・上記以外について併せて行う場合は、在宅医療関係（在宅医療概要、退院支援、地域連携、多職種連携、緊急時対応、各疾病・処置 等）の内容とし、在宅医療移行・継続における患者等の意思決定支援を含むようにしてください。

### <研修対象者>

在宅医療に携わる医療従事者等

### <研修方法>

講演会、シンポジウム、事例検討 \*可能な限り「事例検討」を実施してください。

### <カテゴリ 例>

カテゴリ	内容（例）
ガイドライン、ACPの概要	・ガイドライン、ACPの概要 等
ガイドライン、ACPの実践	意思決定の支援方法 ・治療方針についての合意形成について（患者の意思が確認できる、できない場合） ・患者の意思等の聞き取りについて 等
	意思決定の共有 ・文書での共有方法 ・エンディングノート 等

## 留意事項

### ●全般

・補助の対象は、本年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の間に実施された事業です。（令和2年3月31日までに事業を完了してください。）

### ●応募者多数の場合

・当該年度で予算額を超える事業計画があった場合、予算額の範囲で按分などの調整を行います。

・応募事業者多数の場合は、本事業を初めて利用する事業者を優先します。

（過去に利用実績のある事業者については、初年度事業者の交付決定後、予算総額の残額で調整を行います。）

・本事業は、府内全域での研修実施を目指しています。

圏域で本事業利用に偏在がある場合は、調整することがあります。

### ●研修内容について

・補助の対象となるのは、在宅医療に携わる医療従事者等を対象として、ACP等の理解促進研修などの経費となります。（対象から逸脱した経費は補助対象外となります。）

対象外の例）・研修の名称、内容がACP等（上記参照）でないもの

・参加者が医療従事者でないもの

・他研修と合同実施、他行事の中での本研修を盛り込む場合は、事前相談の上、判断することとします。

・地区医師会については、府医師会が実施する研修補助事業（死亡診断等）と内容が重ならないようにしてください。

### ●事業終了後

・本補助事業はACPを含めガイドラインの実践を広く普及させることを目的としています。そこで、補助対象となった研修について、実績報告書等の一部を府のホームページに掲載するとともに、アンケートの実施、好事例として府内に広めるために、資料の一部活用への協力をお願いする場合があります。